
日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER
PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第17巻第1号

2006年4月20日

もくじ

- 巻頭言 内海愛子（第17期会長） 2
- 2005年秋季全国研究集会概要 3
- 分科会報告 7
- 日本平和学会分科会一覧 1 1
- 地区研究会報告 1 3
- 理事会議事要録 1 4
- 会員消息 1 5
- 編集委員会からのお知らせ 1 5
- 事務局からのお知らせ 1 5
- エッセイ 平和研究あれこれ 1 6
- 日本平和学会第17期役員 1 8

巻頭言 平和のために行動する学会をめざして

内海愛子（第17期会長）

日本平和学会は1973年9月に発足した。設立趣意書は、「将来日本が再び戦争加害者になるべきでないという価値にもとづいた科学的、客観的な平和研究を進展させよう」と述べている。その平和研究とは、「方向づけにおいてけっして道徳的中立性」はありえないこと、長期的な平和の条件を確立するために「真に科学的、客観的な戦争と平和に関する研究を促進、発展させる」ことを、明確に打ち出している。

排外的なナショナリズムの言説が勢いをましている今日、学会の設立理念をあらためて確認しておきたい。この間、「再び戦争加害者」にならないために、平和研究を進展させるべく努力を積み重ねてきた平和学会と相反する状況が、つぎつぎに創り出されているからである。なかでも2005年に発表された自民党の新憲法草案は看過できない多くの問題点をもっている。

草案前文には「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」とある。愛国心がこのような形で前文に書き込まれている。国民は「愛国心」を求められている。最近、耳にすることが多くなった「非国民」という言葉が、この前文と背中合わせになっている、そう思うのはひとりわたしばかりではないだろう。憲法草案だけでなく、国歌国旗法の制定、教科書問題、共謀罪の新設の動きなどの中で、活発な言論活動や運動を行ってきた人たちが「非国民」と非難される局面も出てきている。「非国民」と攻撃された体験をもった会員もいるのではないだろうか。この中でも学会は着実に平和研究を積み重ね、知の力をこうした現実への批判力としてきた。

「自衛軍を保持する」ことを打ち出したのが「第9条の2」である。現行憲法の下で、すでに自衛隊が海外に派遣され、その活動範囲が拡大し戦力が強化されている。また、日米の軍事戦略の融合もすすんでいる。この自衛隊を「軍隊」へと変えようという。「軍」の論理の復活である。その社会で、国民は「公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」（第11条）という。「公益」と「公の秩序」が強調され、それに反する「権利の行使」は認められない。

国歌国旗法が成立（1999.8.9）した後、公立学校では、日の丸・君が代が強制されてきた。文科省のHPを開くと、卒業式・入学式での日の丸・君が代の実施状況が数字で示されている。大都市や一部の県をのぞいて地域での100%との数字が並ぶ。100%に達していない東京都では、教育委員会が君が代斉唱・日の丸掲揚への圧力を強めていることは新聞などでしばしば報じられてきた。2003年10月、東京都教育委員会が都立学校長に出した通達は、卒業式・入学式の運営方式について細かく指示していた。指示項目の中には、1.日の丸を式場正面に掲げる。2.式次第には「国歌斉唱」と記載する。3.教職員は式場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。4.国歌斉唱はピアノ演奏により行う、などがある。通達に従わなかった都立学校教員236人が戒告・減給の処分をうけている。2005年3

月31日にも同じような理由で、教育委員会は52人の教職員に戒告・減給の処分を発表している。学校教育の現場で、教師たちは日の丸に向かって直立不動の姿勢をとり、大きな声で君が代を歌うことが強制されている。「公の秩序」に従わない者に処分が待っている。教師たちは苦渋の選択を迫られてきた。

愛国心との関連で見逃せないのが、小学校や中学校に配布されている「心のノート」である。「まるで戦前の『修身』国定教科書のような本」との評もある「心のノート」は、検定もなく、文科省が公然と使用を強制している教材である。子ども自身が書きこむ形式の「心のノート」で、小学校低学年から「自由は自分勝手とちがう」「社会生活の秩序と規律」「権利の正しい主張」「この国を愛し、この国に生きる」というような徳目を、自己点検を繰り返しながら考えさせるようになってきている。「大切にしたいことについて親子で話し合う手がかり」があり、親には「子どもたちと一緒に『心のノート』を見ながら、普段の生活を振り返ってみられたらどうでしょうか」ともある。子どもたちの「心」を、家族、地域そして国への愛・愛国心へと収斂していく構成になっている。「心のノート」は、憲法草案の「前文」を子どもにわかりやすくして説いて見せた、わたしにはそう映った。もちろん、多文化共生をめざす取り組みや在日外国人の子どもの存在は無視されている。この「心のノート」は、文科省の調査で小学校・中学校の道徳の時間にそれぞれ97.3%、93.1%使用されている。

平和教育は平和学会の活動の重要な柱である。学校教育の現場で展開しているこのような事態は学会としても看過できないことはもちろんだが、そのなかで苦闘している教師たちの声をもっと学会活動に反映させる必要があるのではないだろうか。二度と加害者になるべきでないという学会の設立趣旨は、このような形で具体的に挑戦をうけている。

この時代状況の中で、平和学会としては、これまで蓄積してきた平和を作り、定着させるための思想や実践を、批判的に再検討し、再確認して、時代に即した平和の創造をしていく必要があるだろう。2006年度の春季研究大会の全体テーマは「立ち上がる平和主義」である。過去2年間、「暴力を用いない問題解決の方途としての平和主義が、現在形成されつつある越境的権力構造のなかで、どのような意味をもちうるのか」を探るうとしてきた。権力構造に対抗する運動や代替案の可能性を示す努力も行ってきた。こうした努力をさらに本格的に深めようと、今年の春季大会は「平和主義」を全面にすえた議論を行うことにしたのである。平和研究の危機という意識もある。平和研究はどのような意義があり、どのような問題を抱えているのか、平和への契機を知的に理解することや、平和研究そのものの方法や課題を再確認すること、多様な分野の研究者による平和へのアプローチの豊かさを共有することなど、研究を取り巻く状況だけでなく、研究の方法や思想課題の議論が展開されるものと思われる。

日本社会に閉塞感がただよい、平和研究と実践が厳しい状況に置かれている一方、学会発足の30年前と大きく異なるのは、国際情勢とりわけアジアの変化である。民主化闘争の結果、権力の交替を実現した韓国は、日帝時代・軍事政権の時代の人権弾圧への真相究明を急ピッチで進めている。1990年代から国境を越えた大きなうねりとなった戦後補償運動は、日本人に歴史認識の問い直しをうながし、戦後の平和運動の問題点をえぐり出してきた。韓国の民主化運動の中心にいる女性議員は、「平和憲法はアジアの共有財産である」と語っていた。日本がこの憲法を手にするまでに流されたアジアの人びとの血と犠牲を考える時、この言葉の重みがずっしりと胸に響く。韓国の平和学研究者と連携した「平和学会 in ソウル」を構想している理事もいる。こうした国境

を越えた学会を構想できるほど、地域研究や国際政治学は、日本とアジアの知的・人的交流を盛んに行ってきた。国境をまたいだシンポジウムの開催も盛んである。NGO、市民運動は、開発や人権をテーマに、国家や国家以外の暴力、グローバリゼーションによる市場経済の展開にどう立ち向かい、平和を創り出していくのか、その活動を続けている。

2006年、日本平和学会はその存立の鼎が問われる時に直面している。会員の研究や活動を集中して、「真に科学的、客観的な戦争と平和に関する研究を促進、発展」させ、活発な研究・議論を巻き起こし、平和の思想や実践を豊かにし、平和のために行動する学会をともにつかっていきたい。

(恵泉女学園大学)

2005年秋季全国研究集会概要

統一テーマ

原爆投下60周年の意味を問い返す

部会 分科会「平和教育」を中心に

司会：伊藤武彦（和光大学）

報告

- 1：江川まさみ（日本国際問題研究所）「協調的・非暴力コンフリクト・レゾリューション：平和教育のひとつとして」
- 2：箱山富美子（藤女子大学）「ソヴョの平和教育：教育カリキュラム改革」
- 3：杉田明宏（大東文化大学）「沖縄の平和ガイドの心理学的考察」

討論：竹内久顕（東京女子大学）

部会 分科会「グローバルヒバクシャ」を中心に

司会：田部知江子（弁護士）

報告

- 1：桐谷多恵子（法政大学大学院）「戦後広島『復興』と被爆者の『原風景』」
- 2：竹峰誠一郎（早稲田大学大学院）「塗りかえられるピキニ水爆被災像：放射性降下物の飛散に着目して」

討論：直野章子（九州大学）、ロニー・アレキサンダー（神戸大学）

まず桐谷多恵子会員が、被爆地広島の「復興」のあり方を問う発表をおこなった。桐谷会員は、広島に原爆が投下された翌年の1946年から50年の5年間に時期をしばり、「復興」に対して違和感をいだいた被爆者の心象を抽出し、「復興」のはらむ問題をうきばりにした。

「復興」にたいして、桐谷会員は「弔いと援護を忘れた復興」であり、広島平和記念都市建設法は「大広島の

建設で、被爆者が生きてきた生活を取り戻すものではなかった」と指摘した。

46年から8・6諸行事が復興祭・平和祭として開催され、地元紙は「広島復興祭、最高潮へ」などと報じたが、桐谷会員は「被爆者を対象としたものではなかった」と指摘した。具体的には、被爆者の声は地元紙にすら紹介されず、諸行事の存在すら被爆者に広く知られていなか

ったことをあげた。49 年になって、地元紙に被爆者の違和感が取り上げられるなど、僅かながらも 8・6 行事が被爆者の思いをくんだものへと変化する芽生えがあったが、翌 50 年に 8・6 行事すべてが禁止されたことも紹介された。

これらの歴史的背景として、アメリカの占領政策と東西冷戦にも言及されるなど、当時の広島市、日本、国際関係の諸状況を踏まえながら、戦後広島の「復興」と被爆者との緊張関係を検討することも試みられた。

続いて竹峰誠一郎会員が、第五福竜丸も被災した 1954 年 3 月 1 日の米水爆実験「ブラボー」など、マーシャル諸島で 67 回に及んだ米核実験の被災問題をとりあげた。ヒバク証言と米公文書を駆使し、同核実験による放射性降下物の飛散問題を検証し、新たなビキニ水爆被災像を提起する内容であった。

竹峰会員は、マーシャル諸島において、米国が被災圏外とし、またこれまでほとんど注目されてこなかった地域にも、放射性降下物による被災が及んでいたことを指摘した。さらに米国はその被災を当初から認識しながら隠蔽したことを示し、米国による被災範囲の線引きの問題性を浮き彫りにした。

竹峰会員は、米核実験が引き起こした地球規模の放射性降下物の飛散問題にもふれた。1954 年当時すでに米国は、放射性降下物の飛散は地球規模に及ぶことを認識し、世界各地に放射性降下物の飛散観測網を構築し、さらにストロンチウム 90 による被曝影響調査を実行していたことを指摘した。そのなかで、広島・長崎を含む日本にも観測地がおかれ、影響調査のため ABCC（原爆傷害調査委員会）などの研究者も協力し、日本からも人

骨の提供がおこなわれていたことを紹介した。

以上の竹峰報告は、米政府が認定した被災範囲を超えた射程から、ビキニ水爆被災をとらえる必要性を浮き彫りにするとともに、第五福竜丸など邦人の被災にとどまらない、「ビキニ」と日本の接点を示唆するものであった。

これらの報告を受け、直野章子（九州大学）、ロニー・アレキサンダー（神戸大学）両会員よりコメントがなされた。直野会員は、桐谷報告に対し、何をもって被爆者の心象とするのか、被爆者の沈黙をどう位置づけるのか、話されたものは文字どおりとってよいのかなどと問うた。また竹峰報告で言及された「ヒバク・ナショナリズム」について、それは被爆者の語りが生み出したものなのか、あるいは他のものなのかとも問うた。アレキサンダー会員は、「ヒバク・ナショナリズム」には、日本は、唯一の被爆国である、被爆問題について一番語れるのは日本である、被爆体験について語るのは広島・長崎が一番である、という 3 つの側面があるが、他方で日本政府の態度は「被爆国であっても反核国とはいえず」ナショナルなものにもなっていない側面をどう考えるのかと問うた。また原爆投下後も核政策推進のため事実の隠蔽を行うアメリカの態度のその先にあるものをさらに追及すべきとも指摘し、フロアーからは米政府の国家権力を問題にすべきとの視点が示された。

直野・アレキサンダー両会員から共に鋭くも暖かいコメントがよせられ、その後フロアーを加えた質疑も、若い世代の桐谷・竹峰両会員に対し、今後のさらなる前進を熱く期待するものであった。

（竹峰誠一郎）

自由論題部会 1

司会：佐々木寛（新潟国際情報大学）

報告

1：福田忠弘（早稲田大学大学院）「ベトナムへのアメリカの介入と南ベトナムにおける革命運動：1954 年～1961 年を中心に」

2：鄭有景（鹿児島大学大学院）「韓国における米軍基地返還運動発生の背景について：釜山ハヤリア基地の返還運動を事例として」

討論：徐 勝（立命館大学）

福田報告は、1954 年のジュネーブ会議によるベトナムの南北分断から 1961 年のケネディ政権による南ベトナムへの追加派兵決定までの、ベトナム戦争における南ベトナム反政府運動の再評価を試みるものであった。報告によれば、従来の通史的解釈では、米国においてもベトナムにおいても、労働党中央の役割が過大に強調され、南ベトナム解放勢力の自立性が看過されてきた。しかし本報告では、近年のベトナムにおける南ベトナム革命勢力再評価の動きをふまえ、特に武力闘争路線が開始されるきっかけとなった 1959 年のベトナム労働党「第 15 号決議」に着目し、それが形成されるプロセスで 1957 年まで南ベトナムに滞在したレ・ズアンの果たした役割がきわめて大きかったことを明らかにした。そして、「当時の南ベトナムの革命運動は、北ベトナムのベトナム

労働党中央の指導下にあったというより、南ベトナムで起こっている事態に対して、ベトナム労働党に事後承認を求めると言った動きの方が強かった」ことを指摘した。

鄭報告は、米軍基地に対する韓国社会の意識の移り変わりを、政府の「対米政策」と国民の「対米感情」という「2 つの対米認識」から考察するものであった。本報告によれば、1945 年の解放直後に韓国に駐留した米軍はむしろ国民にも受容されており、1970 年代にいたるまで概して韓国は「反米の無風地帯」とも呼ばれた。しかし、特に 1980 年の「光州事件（光州民衆抗争）」以降、韓国における民主化運動の高まりの中で、米軍が民主化を妨げる存在であることが徐々に広範に自覚されるようになった。反米活動は、当初のアメリカン・セン

ターの放火事件(1980年)や釜山の放火事件(1982年)のような衝動的なものから、次第に80年代後半の土地返還運動のような市民的・具体的なものへと移り変わった。本報告の結論部では、その事例として釜山のハヤリア基地返還運動が紹介された。

これら若い会員の力のこもった報告を受けて、討論者の徐勝会員(立命館大学)からは、福田報告に対し、南ベトナム解放戦線がなぜ近年再評価されるようになったのか、その意味は何か、また、南北ベトナムの解放運動が報告にあるほど本当に分離していたのかどうか、また鄭報告に対しては、韓国の「反米意識」は本当に民主化以前に存在していなかったのか、光州事件以前にも韓

米行政協定に起因する多数の事件があり、光州事件は出発点ではなくそれまでの反米感情が噴出したものだと理解できるのではないかと、などの根底的かつ的確な質問が寄せられた。フロアの会員からも建設的な質問が多数寄せられ、その後活発な議論が展開した。

一次資料とフィールドワークに基づいた手堅い福田報告、朝鮮半島の平和を希求する熱のこもった鄭報告は、いずれも国内の民衆運動と国際平和問題とを重層的に理解しようとする視点を共有しており、その意味で今後の平和研究にとっても貴重な研究テーマを提起したといえる。

(佐々木寛)

自由論題部会2

司会：大橋正明(恵泉女学園大学)

報告

1：大平 剛(北九州市立大学)「ボスニア・ヘルツェゴヴィナの現在(いま):日本の援助による教育・医療分野の復興開発を中心に」

2：下澤 嶽(一橋大学大学院)「バングラデシュ、チッタゴン丘陵における紛争要因と平和解決への試み」

討論：佐藤安信(東京大学)

この部会では、ボスニア・ヘルツェゴヴィナとバングラデシュのチッタゴン丘陵に関する興味深い二つの報告が行われた。これらの地域では、かつて民族が主要な要因となって戦争あるいは武力紛争が生じ、現在ではその後の平和構築の段階に入っているという点が共通している。

もっとも戦争/紛争の様相とその結果は、大きく異なっている。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、主にセルビア人、クロアチア人、イスラム教徒のボスニアック人の三勢力が互いに激しく争い、95年のデイトン和平合意を経て、セルビア人が大半のスルブスカ共和国と、クロアチア人とボスニアック人を中心とするボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦に、国土が事実上分断されている。

一方バングラデシュでは、チッタゴン丘陵におけるダム開発や同国人口の98%を占めるベンガル人たちの入植政策によって、焼き畑を営んできた土地を奪われたことに対する少数民族の抵抗運動であった。97年に和平協定が結ばれ武装解除や難民帰還が実施されたものの、土地への権利や自治権は必ずしも確立せず、さらに内部対立も深刻化している。

さらに二つの報告も、異なった切り口のものであった。大橋会員の報告は、日本政府の学校建設援助が現地の民族間の分断を固定化させる危険性を、現地調査を踏まえて指摘した。この報告は「平和構築」を強調する日本のODAは他民族の共生に積極的に貢献すべきであり、この学校建設案件においても、その点にもっと注意を払う必然性があったことを、他の援助機関との対比の中から明確に示した援助研究といえよう。

これに対して下澤会員の「バングラデシュ、チッタゴン丘陵における紛争要因と平和解決への試み」という報告は、紛争の歴史的背景、紛争と和平協定、現状に続いて、今後の平和構築を確かなものとしていくために、現地および国際社会に求められる関わりを提案するものであった。その意味で、この報告は一つの民族紛争とその後の平和構築のプロセス全体に目を向けた、政策的な研究とそれに基づいた提言といえよう。

討論者の佐藤会員からの的確なコメントと、会場からの積極的な質問も、この部会を活気あるものにする一因となったことを付け加えたい。

(大橋正明)

シンポジウム「原爆投下と被爆体験」

司会：石川捷治(九州大学)

報告

1：高橋眞司(長崎大学)「原爆死から平和責任へ：被爆体験の思想化をめぐる」

2：木村 朗(鹿児島大学)「原爆投下問題への共通認識を求めて：特に長崎の視点から」

3：高橋博子(広島市立大学広島平和研究所)「原爆投下の人体実験の側面：軍事資料

として扱われた被爆情報」

討論：岡本三夫（広島修道大学名誉教授）

シンポジウム「アジア太平洋戦争の記録と教訓」

司会：舟越耿一（長崎大学）

報告

1：石原昌家（沖縄国際大学）「戦後60年目の米軍基地問題と沖縄戦体験の軌跡：米軍再編中間報告と『戦傷病者戦没者遺族等援護法』をとおして」

2：内海愛子（恵泉女学園大学）「戦後保障から考える戦争責任」

討論：芝野由和（長崎総合科学大学）

去年8月、沖縄国際大学本館ビルに米軍ヘリコプターが墜落炎上したとき、米軍は、大学敷地内の事故発生現場とその周辺を有無を言わず1週間も占拠したが、石原によれば、沖縄は戦後60年のいまも「軍事植民地状態」にある。沖縄における米軍基地問題の軌跡に照らしてみても、米軍再編中間報告は、これまで以上に日米軍事同盟の強化を目指している。日本の敗戦のツケを沖縄が一身に背負わされたが、米軍再編はそのツケを一層肥大化させるものであり、沖縄からは日本が軍事的には米国の一州に組み込まれたようになっていく姿が見える。

石原は、戦後60年もの長きにわたって、沖縄は「脱基地意識」を根底に持ちながらなぜ米軍を追い出せなかったかと自問し、沖縄戦の体験者が砲弾の破片が体内に食い込んでいてもそれを取り出せないかのように、基地経済とか多民族社会的な様相など、沖縄社会に様々な形で、凶暴な軍隊である米軍と、暴力性と一市民性を併せ持つアメリカ兵が厳然として存在していることに大きな要因があるとみる。これは戦後沖縄社会につきまとうジレンマである。米海兵隊が沖縄に駐留する理由は「これまで駐留してきた事実そのもの」であると言う米海兵隊総司令官の最近の発言や「沖縄の不満を知りながら」普天間飛行場のシュワブ移設に理解を要請するブッシュ大統領の態度にもそれは示されている。

内海によれば、沖縄のいまの現状はアジアの戦後補償切り捨てとコインの裏表の関係にある。なぜなら冷戦構造を背景に、日本はサンフランシスコ講和条約で沖縄を切り捨てたのと同じようにアジアへの補償を切り捨てることによって国際社会に復帰した。ポツダム宣言の受諾による日本の降伏条件として賠償と戦争犯罪人の処

罰があったが、生産物と役務による、ほとんど負担にならない日本に有利な賠償や経済協力でお茶をにごし、アジアの戦争被害者を切り捨てた。このような賠償支払いの結果、アジアに対する日本の侵略の実態、朝鮮・韓国に対する、そして沖縄に対する日本の植民地支配の戦後処理という形の認識が私たちの中で持てなかった。

「日本はアジアへの加害責任意識がきわめて薄い。」と言われるが、それは日本の戦後処理の在り方が日本の歴史認識に大きな影響を及ぼしたことを示す。沖縄とアジアを切り捨てて戦後日本が手にしたものが憲法第9条。だから「9条はアジア・沖縄・私たちの共有財産」という視点をもって憲法を考えていかなければならない。憲法論議の中ではとくにアジアの犠牲者の視点をもっと重視していく必要がある。

芝野は、日本国民の平和・歴史意識の形成という課題と関係しての沖縄の基地問題と日本の加害責任の取り方の意義を踏まえ、「05年度長崎総合科学大学学生・附属高校生の核・平和意識に関する意識調査」に依って沖縄と日本全国の平和意識との差違に注目し、それをどう埋めるかという視点を提起した。さらに政治意識の基礎にある歴史意識に関し、記憶には容量もあり寿命もあるので、記憶の保存の仕組みと保存する媒体の仕組みについて考えなければならぬと提起した。

質問に答える形で語られた石原の、例えばペリー来航以来の念願のオイル・ベースとしての沖縄、内海の、例えば安保条約とサンフランシスコ講和条約はセットだ等の、しっかり含味したい表現がたくさんあった。

（舟越耿一）

シンポジウム「紛争下の健康、人権、いのちを守る：イスラエル／パレスチナNGOの実践」

司会：西岡由香（長崎市平和宣言起草委員）

報告

1：ジハード・マシャル（パレスチナ医療救援協会）

2：マスキット・ベンデル（イスラエル、人権のための医師団）

3：黒崎伸子（医師、国境なき医師団日本副会長、アジアとむすぶ市民の会・長崎）

討論：君島東彦（立命館大学）

1948年のイスラエル建国以来、パレスチナでは不当な占領が続いている。張り巡らされた検問所、入植地、分離壁の建設などによって、パレスチナの人々は人権が保障されない状況下での生活を強いられている。そんな中、イスラエル・パレスチナの医療NGOが協力して、弱い立場の人々の人権と健康のための活動を続けている。このシンポジウムでは、医療の現場から見た占領の実態を具体的に提示するとともに、イスラエル・パレスチナ市民間の信頼醸成の実践と対話、そして日本において何ができるのかを模索した。

報告は、ジハード氏の「人類共通の夢である平和についてのビジョンを共有できることを嬉しく思う」という言葉から始まった。パレスチナ医療救援協会は、26の地域保健センターなどを拠点に、パレスチナ自治区の地域社会に根付いた草の根の医療活動を行っている。現在、分離壁などによってパレスチナの領土はさらに狭まっており、将来を懸念する多くの問題に直面している。アパルトヘイト（人種隔離）の中で、子どもたちには栄養失調が増加し、医療従事者であっても攻撃の対象になる。検問所で出産した例もあり、母親たちの医療状況の悪化が心配だ。「私たちは歴史を繰り返している。社会は脆弱化し、自由の享受が手の届かないものになりつつある」。ジハード氏の訴えは現在の日本に連なる重いものであった。

マスクット氏の所属する「人権のための医師団」は、全てイスラエル人で構成され、「健康への権利」を軸として、「パレスチナ医療救援協会」の協力のもと自治区での巡回医療や重病患者が移動許可を得られるような調整等を行っている。自治区から出る許可が下りずに、健康が悪化したり、乳がんの早期発見が遅れる例が多発している。「医療の義務とは患者に治療を施すだけでなく、住んでいる地域で健康への権利が侵害されたときに抗議することもまた、義務である。倫理的な羅針盤を提

供し、全ての人の尊厳と平等を手にしなければならぬ」。

ジハード氏、マスクット氏は、特に「ガザ撤退」を懸念する。「青空刑務所」になってしまったガザでは、中で何が起きているのが密封されてしまう。「人道支援には限界があり、政治的解決が不可欠。非暴力の連帯で、各国政府に圧力をかけてほしい」「国際世論がきちんと非難をし、持続的に国際人道法を守らせることが必要である」。

黒崎伸子氏は、インドネシア、スリランカでの医療実践を通して「独立・公平・中立」を基本とする「国境なき医師団」の活動を紹介した。しかしイラクで他の医師が危険に晒された例もあり、暴力の矛先が人道支援団体に向けられるようになってきている。戦争の場所にお金が行いており、Dini（顧みられない病気）の危機が広がっている。

フロアからは「イスラエル兵役拒否」者たちの状況について、占領政策に与える、ホロコーストの心理的影響、スリランカにおけるシンハラ人、タミル人衝突の現状について等、活発な質疑がなされた。

急遽帰国することになったジハード氏が最後にこう語った。「このような中でも私は希望を持ち続けたい」。

今回の会場となった長崎は、原爆の惨禍を受けながら「報復」を否定し「ノーモア」を叫び続けてきた街である。マザー・テレサが遺した「一人を救う人が世界を救う」という言葉は、紛争下でいのちを守り続けている彼らのことを指している。いのちを大切に思う人と人が国境を越えて結びついたとき、そこに「報復の論理」を超えた希望が生まれることを実感したシンポジウムであった。現状を知った私たちがどうつながり、行動していけるかが今後の課題である。

（西岡由香）

分科会報告

憲法と平和

司会：太田一男（酪農学園大学）

報告：荒巻順子「改憲問題と憲法教育：市民生活者の側から」

軍縮と安全保障

司会：古川浩司（中京大学）

報告：佐藤史郎（立命館大学大学院）「消極的安全保障」のタイムラグ？：保証と再保証」

討論：藤原修（東京経済大学）

本分科会では、2氏よりテーマの異なる報告希望があった一方、「平和学の実践と方法」分科会より合同分科会の申し入れがあったため、12日と13日の2つの時間帯に分け、13日の分科会を合同分科会として開催した。

12日の分科会では、佐藤史郎会員（立命館大学大

院）が、非核兵器国がなぜ法的拘束力を有する「消極的安全保障」を確保できないかという問題意識から、国家安全保障の現状におけるパーセプション・ギャップ（認識的ズレ）と国際安全保障の将来におけるタイムラグ（時間的ズレ）に注目した『「消極的安全保障」のタイ

ムラグ? : 保証と再保証』と題する報告を行った。

報告のなかで、佐藤会員は、「消極的安全保障」をNPT(核不拡散条約)締約国である核兵器国がNPT締約国である非核兵器国に対して核兵器による威嚇・使用を憤む旨を約束することと定義した。その上で、法的拘束力を持つ消極的安全保障を模索する非核兵器国と核の傘によって安全を確保している非核兵器国との間の国家安全保障におけるパーセプション・ギャップによりNPTも消極的安全保障も核拡散の芽を包含したままの状態にあることを指摘した。そして国際的安全保障によるタイムラグにより核の傘によって安全を確保している非核兵器国にとって法的拘束力のある消極的安全保障が将来において「無秩序な平等」へ回帰する手段となる危険性があるとした上で、短期的には消極的安全保障を「補完」する手段としての核の傘を模索しつつも、長期的視点として核の傘に「代替」する消極的安全保障を模索すべきであると結論付けた。

本報告に対し、討論者の藤原修会員(東京経済大学)

より、NPTの消極的安全保障に焦点を据えて、グローバルな安全保障レジームとしてのNPTと、伝統的に主に地政学的要因に規定されてきた国家安全保障との重なりとズレに着眼した点はとても良いことである、緻密な検討をふまえて、NPTにおける非核兵器国の安全保障は、消極的にせよ積極的にせよ、あくまで核兵器国による一方的な安全の保証という枠組みに埋め込まれたものであって、非核兵器国は受動的な主体に過ぎないことを明らかにした点に重要な貢献がある、との評価がなされた。しかし、消極的安全保障は、「保証」「再保証」という二つの類型のみで説明することができるのか、例えば現在のイラン問題はどうか位置づけることができるのか、という疑問が提起された。また、他の参加者からはNPTと核軍縮の展望に関する質問も出された(参加者13名)。「軍縮と安全保障」分科会はこれからもより多くの報告希望があることを期待したい。

(古川浩司)

難民・強制移動民研究

司会：小泉康一(大東文化大学)

報告：田中 愛(地域開発研究機構)「『多文化・多民族国家』ブータンに見る民族浄化の事例」

討論：児玉克哉(三重大学)

平和学の方法と実践&軍縮と安全保障(合同)

司会：古川浩司(中京大学)

報告：池田丈佑(大阪大学大学院)「国際人道行動の一貫性と選択性に関する倫理的一考：『法の倫理』と『徳の倫理』、その対立と和解」

報告：千知岩正継(九州大学大学院)「人道的介入の『コスモポリタンの正当性』の可能性と今後の課題」

討論：土佐弘之(神戸大学)

13日の「平和学の実践と方法」との合同分科会では、まず池田丈佑会員(大阪大学大学院)が、国境を越える人道行動を支える倫理的基盤が存在しているにもかかわらず国際社会がこれを裏切ることがあることをどう理解すればよいかという問題意識から、「法の倫理」、「徳の倫理」、「責任」の概念に焦点を当てた『国際人道行動における一貫性と選択性 - 法の倫理と徳の倫理、対立から「責任」の構築へ』と題する報告を行った。

報告のなかで、池田会員は、人道行動における一貫性と選択性の問題は、既存の理論(リアリズム・制度研究)では説明できないことを指摘した。その上で、行動を支える二つの倫理観である、人や社会のあるべき姿を想定しその姿へと行為を近づけるように要請する「法の倫理」と個々の状況における賢明な判断を重視する「徳の倫理」の対立として理解できるが、従来対立していると考えられている「法の倫理」と「徳の倫理」は相互補完が求められるべきであるとした。そして、その際に4つの応答責任(「決定する責任」、「透明性と公開性の責任」、「説明責任」、「他者への責任」)の概念が重要で、特に「他者への責任」が大事であることを主張した。その上で最後に、国際社会が不可避的に起こしうる不正を「社会の傷」と認め、国際社会と救われる者双方による傷の

癒しを目指した、修復的正義(restorative justice)が求められていると結論付けた。

次に、千知岩正継会員(九州大学大学院)が、人道的介入の正当性と「正しい権威」を再構築することが不可欠であるという問題意識から、「保護する責任」と「正しい権威」のアクターに焦点を当てた『人道的介入の理論と実践における正当性と正しい権威』の再構築』と題する報告を行った。

報告のなかで千知岩会員は、人道的介入の正当性をめぐる議論として、「介入する権利」ではなく「予防する責任」、「対応する責任」、「再建する責任」から構成される「保護する責任」が取り上げられるようになっていくことを説明した上で、国際社会における正当性原則との関連で「正しい権威(right authority)」の所在が極めて重要な地位を占めていると指摘した。次に「正しい権威」の役割を果たそうとするアクターとして国連安全保障理事会、米国、リベラル・デモクラシー諸国を取り上げ、それぞれの限界を明らかにした上で、人道危機のもとで救援を必要としている人びとの意見や評価を根拠とする「コスモポリタンの正当性」を構築することが不可欠であると論じた。そして最後に、そのためには、救援を求める人びとの意見やニーズに応答しうるように、国連安全保障理事会という「正しい権威」を再構築する

ことが必要であると結論付けた。

両報告に対し、討論者の土佐弘之会員（神戸大学）より、池田会員に対しては、「法の倫理」と「徳の倫理」という二項対立は適当であるが、「法の倫理」・「徳の倫理」の議論と4つの「責任」論はどのように関係しているのか、「法」や「徳」の考え方は時代とともに変化しているのではないか、というコメントが出された。また、千知岩会員に対しては、「正しい」と「権威」は両立可能な概念であるか、「保護する責任」論には、権力の圧倒的非対称性を前提にした、介入する側のパターンリズムの論理が見られるが、そうしたものを介入される側の意見によって変えていくことがどの程度可能

であろうか、貧困問題をはじめとする事前調整の視点が抜けているのではないか、といった問題提起がなされた。この他、参加者から両会員に対して、報告のなかで使用されている概念の妥当性、実践面から見た現実可能性に関する質問もあり、活発な討論が展開された（参加者27名）。いずれの報告も院生により行われたこともあり、今回の分科会を契機としてさらに精緻な研究を進めることが課題とされる一方、従来の研究にはない独自の視点を打ち出そうとしている点で評価できよう。

（古川浩司）

アフリカ

司会：藤本義彦（広島経済大学）

報告：南茂由利子（大阪府立大学大学院）「アフリカ女性難民を巡るジェンダー論争：難民定義にジェンダーを加えることの可否」

討論：篠原収（広島女学院大学）

報告：額田康子（大阪府立大学大学院）「20世紀におけるキクユ人社会の変遷から考察するアフリカの近代化：フェミニズムの観点から」

討論：ゴードン・ムアンギ（四国学院大学）

環境・平和

司会：戸崎 純（東京都立短期大学）

報告：嶋原敦子（東北大学）「サブシステム視座から見た潜在能力アプローチの再検討」

討論：栗田英幸（愛媛大学）

嶋原会員の報告は、05年10月刊行の『環境平和学』（郭洋春他編著、法律文化社）第3章「潜在能力アプローチの批判的検討」をもとに行われた。報告は、A・センの潜在能力概念が、貧困克服にとって何の開発が重要なかとして、人間の「よき生」を可能にする手段のひとつにすぎない所得の増加、経済成長を至上のものとする従来型開発の目的を問い直した点に一定の意義を認めつつも、センのアプローチが今日ますます深刻化する貧困と環境の問題に果たしてどこまで有効であるのかを問う批判的検討の試みであった。

報告では、権原・機能・潜在能力の3つの概念からなるセンの「潜在能力アプローチ」と「潜在能力の欠如としての貧困」を簡潔に紹介した上で、まず権原概念について、それが私的所有に基づく市場経済下でのみ限定的に利用しうる概念であって、非市場経済の領域に依存する途上国の現実をとらえきれぬものではなく、また、今日の貧困問題へのアプローチに不可欠な自然環境的制約の問題が等閑視されていて分析の射程距離と範囲の点で十分なものではないことが指摘された。センの「自由としての開発」アプローチに対しても、それが地域文化や社会背景によって多様である選択肢の質を問えないという問題点をもち、さらに、経済的尺度に偏った貧困概念の一面性を克服しようとした「基礎的潜在能力の欠如」も何が基礎的潜在能力であるかを明示していないため、豊かな人々のさらなる「潜在能力の拡大」が他の人々の基礎的潜在能力を脅かしかねないという現実世界の構造問題の克服に、はたして有効だろうか、というのである。環境的制約や構造的現象を根本的に問うこと

なく、市場経済の下での「自由の拡大」を主張するセンの理論は、現実的には世界銀行やUNDPの開発政策に見られるように、「市場への参加」とそれによる貧困の克服といった従来型開発に収斂されることになることとの指摘であった。最後に報告者は、途上国の貧困問題とは、「生存基盤の剥奪」と「生存基盤の奪還」の問題であり、それには、サブシステム視座が有効ではないかとの問題提起を行った。

この報告に対して討論者は、センが自由やエージェンシー概念によって「近代的人間」という社会変革の原動力に焦点を絞っており、彼のアプローチにおいても基本的に開発主義が克服されるべき対象と位置づけられていると指摘した上で、サブシステム視座の想定する社会変革の原動力、人間像、市場認識などとセンの理論との関係について報告者の見解をただした。これに対して報告者からは、アトム化した個人ではなく、社会関係および対自然関係を有する人間像、人間主体の共同性の回復・再建、そしてそれらの関係性を壊してきた市場そのものの相対化が重要であること、そして、センの提唱する権原等の概念をサブシステム視座から捉え直す作業が、両者のアプローチをより豊かにし得るとの回答がなされた。

会場からは、センの理論において国家はどのように位置づけられているのか、センもまた近代化パラダイムの埒内にあり、環境問題はこのパラダイム転換を不可避としているのではないのか、などの重要な指摘があった。

（付記）この分科会を運営する会員の共同作業として上梓した前掲『環境平和学』は、近代そのものの問い直

し、市場経済領域とサブシステム領域との緊張関係、せめぎ合いの実態と意味をとらえ、人類社会の平和と持続の条件と方法を探るうという課題を提案しましたが（同書 頁）共同作業はまだ緒に就いたばかりです。定例研究会（原則毎月第 3 土曜、立教大学）を開いていますので一層多くの会員の参加を得て、この課題の

とに研究会（<http://e-peace.hum.ibaraki.ac.jp/>）を一層充実したいと考えています。会員みなさまのご参加を期待しています。研究会へのご連絡は蓮井（e-peace@mx.ibaraki.ac.jp）まで。

（蓮井誠一郎・戸崎純）

平和教育

司会：伊藤武彦（和光大学）

報告：浅川和也（東海学園大学）「平和の文化と持続可能な開発のための教育へのフレームワーク」

報告：藤田秀雄（立正大学）「ハーグアジェンダ具体化のための学習」

発展と人間安全保障

司会・討論：原田太津男（中部大学）

報告：堀江典生（富山大学経済学部）「ロシアにおける移民政策の転換と人間安全保障：ソフト・セキュリティ論の不安をめぐって」

本報告の要旨は以下の通りである。アメリカによる水爆実験で被爆したマーシャル諸島ロンゲラップ環礁自治体の人々は、いわば放射能汚染による国内環境避難民的な環境におかれている。かれらは、1957 年まで各地で避難生活を送り、そのうち帰島するが、残留放射能による二次被爆を被ったため、1985 年には再度ふるさとを離れ、クワジェリン環礁で避難生活を送っている。この被爆以降の困難の克服過程を「内発的安全保障」を構築する過程として把握し直し、それを可能にした諸条件を同定することで、人間安全保障概念との関連を探るというものだった。本報告において最も興味深い論点は、ロンゲラップの人々がアメリカへの被害訴訟を起こすにあたって、首長たちとアメリカ人顧問弁護士とのネットワークの存在、そして国際的な反核運動の支援をどのよう位置づけるかにあった。

およそ 10 名の参加者からは、活発な質問・意見が出

た。「ロンゲラップ諸島のケースでは、『失われた権利』の回復と呼べるのではないか」、「『人道的介入』概念との異同を明確にするべきではないか」、「ローカルな取り組みと言うよりは海外とのネットワークの方が重要だったのでは」等々である。

今回、人間安全保障概念との結びつきが「人・モノ・情報の安全を保障すること」として、試論的に展開されたとはいえ、参加者が必ずしも納得できるには至らなかったかもしれない。しかしながら、これはこうした事例研究の問題というよりは、隣接概念の関係も含めた人間安全概念の曖昧さに起因しているように思われる。こうした事例研究の地道な積み上げのなかから、人間安全あるいは不安全概念が鍛え直されて、より明確な定義を獲得していくよりほかないだろう。

（原田太津男）

平和と芸術

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

報告：井川惺亮（長崎大学）「芸術（現代芸術）を通しての平和活動：『長崎』から」

討論：中野克彦（武蔵大学非常勤講師）

当分科会は、「戦後」60 周年に長崎にて開催されるということもあって、さまざまな思いを込めて、今回の設立後第 1 回目を向かえることとなった。そして、現代芸術を通じた平和活動の可能性について、原爆投下から 60 年を経た長崎から問うという趣旨で報告が行なわれた。まずは、(1)「原爆落下中心地の碑」、(2)「ナガサキを最後の被爆地とする誓いの火」(「ナガサキ誓いの火」という、原爆にかかわる 2 つの芸術作品について考察がおこなわれた。

「原爆落下中心地の碑」は、原爆が投下された長崎市松山町にあり、黒御影石の石柱が中心地を示し、周囲はこの上空で原爆が炸裂したことを示す同心円になっている。しかしかつて長崎市によって、新たなモニュメント設置のために、撤去が検討されたことがあるという。井川氏は多くの市民とともに反対運動に立ち、結果的に碑は存続されることとなったが、この出来事は中心碑が市民にとっていかに重要な心のよりどころとなってき

たかを改めて教えてくれるものであったという。井川氏はまた、その名を明らかにしていなかった中心碑の制作者に偶然会ったエピソードなどを紹介したが、その碑に対する想いと回想には感動的なものがあった。

井川氏がデザインを担当した「ナガサキ誓いの火」は、「平和の象徴」とされるオリンピックの聖火にちなんで設置されたものである。楕円形の台座に 5 本の垂直柱が上方で広がりを見せる五角形を形作っている。正面性がなく、どの方向からも祈りを捧げることができるようになっている。また、台座の下には全国から寄せられた平和に関するメッセージや関係資料がタイムカプセルとして収められている。この火は世界中からすべての核兵器が廃絶されるまで灯し続けられる。すなわち長崎が世界で最後の被爆地であり続けようとする誓いが、この火にこめられているという。なお「ナガサキ誓いの火」には学生たちが折った折鶴が飾られるなど、数々のイベントも行なわれている。

井川氏は、以上のように作品の趣旨を紹介するとともに、芸術の創作姿勢にも触れ「つくっていることが楽しい」と思えることが望ましいと述べ、行き過ぎた制度化や競争原理のなかでどれだけ創造的な芸術が生まれるかという問いを發した。そして学生達や地域市民とともに芸術活動をおこなうことの重要性を強調した。また、九州という地域からアジア諸国の芸術家と交流を行なっている現状を紹介し、今後アジアへのこうしたネットワークのひろがりを、芸術を通じた平和活動のひとつの展望として報告を終えた。

続く中野氏による討論では、井川氏の若い世代を巻き込んだ芸術イベントに触れ、原爆や戦争の悲惨さの記憶が薄れつつある現在、かれらが芸術を通じて(とくに折鶴を折るという行為を通じて)平和の意味をたしかめることが、いかに大きな意味を持っているかが論じられた。またフロアからも積極的な意見が出され、たとえば平和

と芸術の密接な関係性について、最近発見された岡本太郎の「明日の神話」に触れながら論じられた。報告会場には、井川氏の作品が展示され、参加者は実際に作品を鑑賞しながら報告に接することができるようになっていた。討論の後には、中野が作品から受けたインスピレーションをもとに、様々な楽器や音具の演奏パフォーマンスがおこなわれ、参加者もそこに関与したことは会の活性化に繋がった。この視覚作品と聴覚作品のコラボレーションによって、将来に芸術を通じた人々の輪がますます広がっていくことを祈ることとなった。

当分科会では、今回の第1回目の会に参加して下さった参加者のみなさんとともに、メーリングリストを立ち上げた。誰でも関心のある方は参加できるので、今後とも、会を共につくっていくために、責任者までご連絡をいただければ幸いである。

(中野克彦・奥本京子)

【新規分科会紹介】グローバルヒバクシャ

責任者:高橋博子(広島市立大学)、竹峰誠一郎(早稲田大学大学院)

同分科会は、すでに発足していたグローバルヒバクシャ研究会を母体として、2004年秋に平和学会で承認された。本研究会の特徴は、若手が主体となり、世代や文系・理系の分野を超え、さらにはジャーナリストや実践家などにもネットワークを広げ活動している点である。05年は学会内で、春に分科会(報告:豊崎博光「見えないヒバクシャ」)、秋に部会(報告は本号3頁参照)を開催した。また学会外でも、次のような活動を展開した。

- 1) 05年6月、グローバルヒバクシャ研究会として初の著作となる、『隠されたヒバクシャ 検証=裁きなきピキニ水爆被災』(前田哲男=監修、凱風社、四六判408頁)を上梓した。
- 2) 被爆60年を目前に控えた同年8月5日、広島平和研究所にて研究会を開催した。1)の出版報告会とともに、「黒い雨」研究の第一人者である増田善信・元気象研究所室長に「放射性降下物と被ばく 広島・長崎・ピキニ」と題した発表をおこなっていただいた。その後の懇親会では深夜まで議論が深まり、「放射性降下物の被災という点で、広島・長崎原爆と世界のヒバク問題の接点がよく明確になった」との感想も聞かれた。同研究会をもとに、共同通信が研究会の紹介記事を配信した(05年11月)。
- 3) 同年11月長崎平和学会の前夜には、長崎平和研究所と

の共催で長崎大学にて研究会を開催した。三根真理子・長崎大学助教授に「長崎原爆直後の救護活動と調査」と題した発表をしていただき、長崎で自ら被爆しながら、直後から被爆者医療と平和運動に取り組み、昨年10月に亡くなった医師の秋月辰一郎さんにも触れられた。併せて、戸田清・長崎大学助教授に評者になっていただき、1)の本の書評会もおこなった。その後に懇親会も開かれ、あるジャーナリストからは、「被爆60年を超えて、これからの報道に悩んでいたがヒントを得た」などとの感想も聞かれた。

今後、学会での企画はもちろんのこと、学会外でも年3度の研究会(春の学会前日、8・6周辺、秋の学会前日)を定例化する予定である。さらに現在、都内の院生が主体となった月1程度の定例会開催の可能性など新たな取り組みも模索している。

次回の研究会は、平和学会前夜の6月9日18:30より、都内にて「被爆・敗戦60年を越えて いま日本政府の戦争責任を改めて問う 広島・長崎原爆、東京大空襲、重慶爆撃から」(仮題)を予定している。ご関心のある方は、竹峰誠一郎(takeminese@hotmail.com)までお問合せいただきたい。引き続き皆さま方のご協力と積極的なご参加をいただければと思う。

(竹峰誠一郎)

日本平和学会 分科会一覧

「平和学の方法と実践」 代表者:岡本三夫
 テーマ概要: 平和学はヨハン・ガルトゥングなど、ごく少数の専門意識の高い研究者を除くと、諸専門領域の研究者が、政治学・経済学・国際関係論など、それぞれの専門の枠内で取り扱ってきたこともあって、平和学の

アイデンティティ確立への取り組みはおろそかにされがちだった。しかし、大学で「平和学」を担当している研究者はこの問題を無視することは出来ない。本分科会では、各大学における平和学の研究・教育・実践を分かち合いながら、平和学のアイデンティティ確立を模索す

る。

「憲法と平和」 代表者：太田一男

テーマ概要： 日本国憲法の平和主義を中心として、平和構築の可能性を探る

「東南アジア」 代表者：栗田英幸（愛媛大学）・関良基（地球環境戦略研究所）

テーマ概要： 東南アジア地域の問題について討論する分科会にしたいと思えます。分野は政治・経済・社会学、人類学、なんでも結構です。 이슈の範囲も東南アジア地域の民主化、人権、環境、NGO、エスニシティ、ASEAN などなんでも結構です。みなさまのご参加をお待ちしております。

「市民と平和」 代表者：川村暁雄（神戸女学院大学）

テーマ概要： 現代世界の平和を考えるには、いわゆる「市民」のはたす役割がきわめて大きい、と当たり前のように言われる時代になりました。一方で同時多発テロ以降、そうした流れに逆行する動きも見られます。はたして今後、市民、市民社会や地球市民社会といったもののゆくえはどうなるのか。この分科会ではそうした問題について、理論と実践の双方から検証していきたいと考えています。会員の皆様の積極的な参加はもちろん、非会員で関心のある方の参加も歓迎致します。

「軍縮と安全保障」 代表者：佐渡紀子（広島修道大学）

テーマ概要： この分科会が扱うのは、軍縮と安全保障にかかわる問題です。より具体的には、次のような問題を取り上げます。核軍縮、核の不拡散、生物・化学兵器の軍縮と不拡散、小型武器の軍縮と不拡散、軍事政策批判、多国間安全保障枠組み、予防外交、信頼醸成、平和維持活動、武力介入、平和構築、軍縮と安全保障にかかわる自然科学的・技術的問題などです。

「アフリカ」 代表者：篠原 収（広島女学院大学）、藤本義彦（広島経済大学）

テーマ概要： アフリカを研究領域とし、日本との政治経済関係やグローバリズムに視座を据え、アフリカの民主化に焦点を当てながら、人権問題、女性問題、エイズ問題、債務問題、開発協力問題など今日的な研究課題に取り組む分科会である。

「環境・平和」 代表者：蓮井誠一郎（茨城大学）

テーマ概要： 環境問題の解決を目指す制度改革・政策が議論され、技術開発・改良にエネルギーが注がれています。しかし、そうした試みも開発や経済成長を重視する発想が根底にある場合が少なくないのが現状です。環境破壊をもたらした開発主義の発想を超える新しいとらえ方が今こそ求められているのです。この「環境・平和」分科会では、平和学の視点から、新しいパラダイムを作り上げる作業が重要だという問題意識をもって、専門領域横断型の研究討論の場を創りたいと考えています。

「平和教育」 代表者：伊藤武彦（和光大学）

テーマ概要： 当分科会においては、近年は、若手から経験豊富な発表者まで、さまざまな形での平和「教育（学習）」に関する発表がなされ、関連の議論や、ネットワーキング等も同様に活発に行われている。平和学を扱うとき、特に平和教育という分野からのアプローチは、平和的思考のできる次世代を励まし育てる、また、平和的構造のある地域社会を創造する等の上で不可欠である。また、その努力によって、平和学が志す価値のための根本的な「土壌」を準備するのだといっても過言ではない。今後は、今までの諸報告内容を継続して検討するとともに、日本の平和教育・学習の現状から学び、また提起できるものを創りだすこと、現場との連携による価値創造などを具体化していくこと等を課題としたい。

「ジェンダーと平和」 代表者：森 玲子（広島大学）

テーマ概要： ジェンダーと平和分科会は、「ジェンダー・パースペクティブ」による平和研究を目指しています。今まで、アンパイドワーク論・従軍慰安婦問題・グローバルイゼーション・セクシュアルマイノリティの平和文化などをテーマに議論を行ってきました。女性だけでなく、すべての研究者そして活動を中心に進めている人たちの参加を期待しています。社会的弱者の平和を脅かす状況が、あいかわらず続いています。ジェンダー・パースペクティブの理解を進めるとともに、平和を求めための行動にも取り組んでいきたいと思えます。

「平和文化」 代表者：鈴木規夫（愛知大学）、渡辺守雄

テーマ概要： 平和に寄与する文化的事象すべてを対象範囲とする。「平和文化」と「戦争文化」を二項対立的に類型化したり分類化したりして自らを平和文化陣営に位置付ける身振りの特権性に対しては常に批判的であると共に、自ら抱える暴力性にいかに自覚的に対応し、最終的に平和文化の創発的建設に携わることが出来るかという課題を追求していきたい。つまり、我々の属する政治文化的組織体のみならず自己という組織体に対する「変革」をいかにもたらすかという視点で「平和文化」を考えてゆきたい。

「発展と人間安全保障」 代表者：原田太津男（中部大学） 佐藤元彦（愛知大学）

テーマ概要： 本分科会は、批判科学としての平和研究の原点に立ち戻って、発展および人間安全保障の概念内容の詰めを行うとともに、両者の関係について理論的な研究を進める。また、これらの作業にとって有益と思われる現実の動きについての報告、実証分析をも積極的に取り入れていきたい。発展や人間安全保障の研究が直ちに平和研究であるかのような錯覚が少なからず見られるが、そうではなくて、改めて「平和研究としての発展と人間安全保障の研究」を深めていきたい。

「難民・強制移動民研究」 代表者：小泉康一（大東文化大学）

テーマ概要： この分科会の研究対象は、難民を含めた他のすべての「強制移動民」（例えば、国内避難民、開

発、自然災害、環境災害、技術災害(チェルノブイリ)、飢餓・・・)である。強制移動民が全て難民なのではない。難民の語の拡大使用には科学的根拠がない。従って、この分科会では各事例の研究とともに、これらの強制移動を互いにどう関連づけることができるのかを探求する。それには、様々な強制移動の種類の中で、相違と類似性の研究、強制移動が発生する原因・理由の研究、違いあるいは類似性が出る背景・文脈の分析説明が重要であろう。研究は、学問分野を超えた真に学際的な研究である。

「非暴力」 代表者：松本孚（相模女子大学）

テーマ概要： この分科会ではとくに非暴力の実践から学ぶ場を提供することに留意し、非暴力行動の潜在的可能性や非暴力の運動が遭遇する困難などについて考究していきたい。非暴力抵抗の歴史的遺産について検討するとともに、日本における非暴力の思想や運動について

も取り上げていく。多方面にわたる非暴力の思想と実践から学ぶことと非暴力紛争解決についての最近の動向にとくに考慮して、テーマを選び、討議を積み重ねていきたい。

「グローバルヒバクシャ」 代表者：高橋博子（広島市立大学） 竹峰誠一郎（早稲田大学大学院）
テーマ概要： 本号 11 ページの紹介記事を参照。

「平和と芸術」 代表者：奥本京子（大阪女学院大学）
テーマ概要： 芸術の役割を模索し、平和の価値の創造のために、さまざまな新しい方法を生み出していきたい。既成概念をうちやぶり、希望をもてるようなプロジェクトを組んでいきたい。想像力・創造力を活用した、参加（画）型の分科会にしたい。当分科会では、メーリングリストを立ち上げている。

地区研究会報告

北海道・東北地区

地区研究会を活性化すべく、昨年より定期的な研究会の開催を、札幌近郊の大学に勤務する会員を中心として試みている。

これまでもたれた研究会の概要は以下のとおり。

第 1 回

2005 年 7 月 16 日（土）10:00～12:00
北海道東海大学札幌校舎 M1212 会議室
太田一男「現代を分析する視座」

第 2 回

2005 年 10 月 15 日（土）14:00～17:00
北海道東海大学札幌校舎 N211 教室
フィールドトリップ報告

小林公司および北海道東海大学・藤女子大学学生「アウシュヴィッツで平和を考える」

森川純および酪農学園大学学生「ベトナムへ車椅子をおくる」

第 3 回

2006 年 2 月 18 日（土）14:00～17:00
藤女子大学北 16 条校舎新館 554 教室

小林公司「反テロ戦争と現代世界」

生駒ひかり「戦争の民営化」

第 4 回

2006 年 4 月 15 日（土）14:00～17:00

藤女子大学北 16 条校舎 653 教室

片野淳彦「宗教復興と平和」

小笠原達郎「安全保障論が切り開く平和主義保守論の新しい地平線」

第 3 回以降は会員の報告に加えて学生による報告も入れ、会員と学生が大学の壁を超えて互いに学び刺激を与え合う場をめざしている。

一方、学会外の地域的連携の一環として、北海道平和運動フォーラムが主催する「5・3 憲法集会」に協力する。

2006 年 5 月 3 日（水・祝）10:00～12:00

札幌エルプラザ 3 階ホール（札幌市北区北 8 西 3）

ヴィダー・ヴァンヘイム（トロムセ大学平和研究センター準教授）「ノルウェー、平和創造の歴史と展望」

（太田一男）

九州・沖縄地区

九州・沖縄地区では、昨年長崎で全国研究集会という形で行ったばかりでもあり、今年は規模を縮小して開催することを検討している。開催地は沖縄が鹿児島でということ話し合った結果、今年は鹿児島、来年は沖縄で開くという結論となった。今年の主なテーマは改憲と米

軍再編問題にしたらかどうかという意見もあるが、今後新しく関係理事や会員とも話し合っ、テーマ・報告者などを決めていきたいと考えている。

（石川捷治）

理事会議事要録

第17期第1回理事会

日時：

場所：

< ホームページでは省略します >

会員消息

新入会員

萱野智篤、安川寿之輔、柳始賢、Mary Angeline Da-noy、新木武志、篠田正志、牧村匠太郎、大山隆一郎、池田丈佑、上杉雄司、原佐智子、土橋喜人、井上浩子、熊野直樹、竹本真希子、甲斐田万智子、安藤裕子、妹尾裕彦、漆畑智靖、松田智子、槌屋史子、丸浜江里子、西岡由香、田部知江子

退会者

杉山正二

編集委員会からのお知らせ

編集委員会から2点のお知らせがあります。

まず、編集委員長が交代となりました。山田康博会員に代わり、1月より、庄司真理子編集委員が編集委員長に就任いたしました。

次に、第31号担当の編集委員と投稿論文送付先が変更になりました。これまで編集委員の仕事をしてきた堀芳枝会員が昨秋の全国大会において事務局長に選出されたため、事務局の仕事に専念することになりました。1月29日の理事会において、堀会員に代わって大平剛会員が編集委員として就任することになりました。もう一人の編集委員である勝間靖会員は引き続き31号を担当いたします。よろしく願いいたします。

投稿論文の提出(申込みは昨年11月末日に締め切りました)

締め切り：2006年3月末日(厳守)

枚数：400字詰め原稿用紙40枚以内(註を含む)

提出形式：投稿を申込んだ学会会員にはすでに詳細な原稿作成要領を通知しました。

送付先(変更になりましたので、ご注意ください)

〒156-0043 東京都世田谷区松原 4-8-4-412 勝間靖 (原稿の提出はメールで受け付けいたしません。必ず郵便にてお願いいたします)

なお、第31号について不明の点につきましては、担当の編集委員である勝間または大平までお問い合わせください。

勝間靖 (〒156-0043 東京都世田谷区松原 4-8-4-412、03-5467-4433、ykatsuma@uwalumni.com)

大平剛 (〒802-0974 福岡県北九州市小倉南区徳力 4-4-7-801、093-963-8505、ohira-t@kitakyu-u.ac.jp)
(勝間靖)

事務局からのお知らせ

1. 学会住所録について

- 古川浩司会員の自宅住所の削除をお願いします。
- 吉井美智子会員、吉田昌夫会員、吉村祥子会員、米田信次会員が抜けております。お詫び申し上げます。

- 次回名簿の作成にあたっては、住所の公開・非公開については、個人情報保護法の観点からも、事務局からの問い合わせについて、必ず返事をくださるようお願いいたします。

2. 分科会設置の希望について

新しく分科会を立ち上げたいとお考えの方は、事務局まで設立趣意書をお送りください。6月の理事会で審査・協議いたします。

3. 自由論題報告の募集について

2006年度秋季研究集会在山口大学で予定されております。自由論題の報告希望者はお名前・所属・仮タイトル・簡単な要約(1000字程度)を事務局までメールまたはファックスでご連絡ください。

エッセイ 平和研究あれこれ

長崎県国民保護計画と新聞の傾眠状態

国民保護法で義務づけられた国民保護計画なるものが、各都道府県で3月末までに作成される。長崎県国民保護計画も「素案」が発表され、パブリックコメントが実施された。一読アッと驚く内容なのだが、その驚きさえもがいつまでも表面化しないのにまた驚いた。ひとつの原因ははっきりしている。それは新聞が書かないからだ。唯一の情報源に近い新聞が書かなければ国民は知りようがない。

問題は二つ。長崎県国民保護計画のアッと驚く中味。そしてそれを書かない新聞。

後者から始める。11月の長崎での平和学会シンポジウム「アジア太平洋戦争の記録と教訓」が始まる前、私は某全国紙の最近の低迷ぶりを話題にした。そこにいた会員諸氏も賛意を示し、さすがに全国から集まるといろいろな意見があるものだと感じたのだが、ある会員の「某新聞は傾眠状態に入っている。」という表現にうなった。「傾眠」は、広辞苑に「意識の消失してゆく、睡眠に似た状態」とあるが、「傾眠状態」は人が亡くなる前に陥る状態だとその会員は説明してくださった。それで合点がいった。政府批判、権力批判はしない、書かないと決めましたと言わんばかりの紙面作りは、ただ「若手の記者が何も知らないのだ」という理由ばかりでは説明できないものだった。「そうか、傾眠状態か。ここにもひとつ、新しい戦前が始まったか！」そう思った。

2005年9月に発表された長崎県国民保護計画(素案)第3編「武力攻撃事態等への対処」第7章「武力攻撃災害への対処」第2「武力攻撃原子

時代はもう回ったか？ まだ間に合うか？ 舟越耿一

力災害及びNBC攻撃による災害への対処等」の2「NBC攻撃による災害への対処」(4)「汚染原因に応じた対応」「核攻撃の場合」に「県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染原因の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。」とある。

プリントアウトしたら159枚に達した膨大な計画(素案)の134ページにあった。「核攻撃から県民を守る?」「県庁の職員が防護服を着て出て行く?」絶句するしかない。「そんなことは不可能だ」それが60年前の広島・長崎からの教訓のはず。さっそく私は戦争法に反対する市民の会として長崎県への申し入れを書き、県理事との対面の場に持参し、論争に及ぶも、「県としては対策を講じざるをえない」の一点張りを説得しきれない。

そうか、こういう風にして戦争への歩みが始まるのか。二度と核戦争などあってはならないと世界に警告していたはずの長崎県が核戦争に備え始めたのだ。これは時代を画する転換点だ……。

ところがそれを新聞が書かない。もうこの国は変わってしまったのか。まだ間に合うとしても、時間はそんなに残っていない。今こそ国民に届く言葉を紡ぎ出さなければこの流れは止められない。日本平和学会に対する時代の要請がここにあり。

(長崎大学)

聖野の咆哮

西岡由香

土地は、歴史の記憶装置である。

長崎原爆の爆心地にほど近い浦上の丘に立つ時、葉ずれの音の向こうに、椿の花弁の深い赤の中に、透明な祈りのような空気を感じる瞬間がある。私は長いこと、それを土地が持つ原爆の記憶ゆえだと思っていた。だが浦上の歴史に触れるうちに、この空気が数百年にわたる迫害と弾圧、原爆の惨禍を経て醸されてきたものだとうやく分かってきた。

秀吉の宣教師追放令以来、切支丹禁制の嵐吹き荒れる時代、人々は踏み絵を強いられ、信仰を捨てぬ者への拷問は熾烈を極めた。外国領事団の度重なる抗議、そして虐待に屈しない彼らの姿が、ついに明治6年、286年間続いた禁教令を解かせるに至る。日本史を変えた、西の果ての小さな村

人々は、その浦上を原子野と呼ぶ。だが私は、あえて聖野と呼びたい。それは、ここ浦上が、今なお普遍的なメッセージを発し続けているからである。

天主堂への坂道を登りながら考える。2005年9月の選挙を境に、世の中の空気が変わってきたことを。「ピラを受け取ってくれる人が少なくなった」と知人が嘆く。街頭でピラを配っていると、あからさまに罵声を浴びせる人もいるという。昔の水責めや引き回しは、不当逮捕や監視に形を変

えて現代に蘇りつつあるのだろう。海に油が流れるように、内面の自由の領域がひたひたと侵食されようとしている。抗う勇氣は、油まみれの鳥のように、今、萎えてしまいそうだ。

カーン……。12時の鐘が鳴る。

原爆で2つあった鐘のうち1つは割れてしまったが、もう1つは奇跡的に瓦礫の中から掘り出され、清として鳴り響いている。その音の往く先は目には見えない。禁教令下で闘い続ける彼ら自身には、自分たちの存在がいかに世の中に影響を与えているか分からなかったように。

(どんなに危機的な状況であっても、どこかで何かが確実に変わっている)

鐘の音に、そんな声を聞いた気がした。286年かけて歴史を勝ち取ってきた人々が、私たちの背中を押してくれているのだ。(わたしたちも、苦しかったんだから)と。連綿と希望を紡いできた彼らの姿が、現代、理不尽な状況に対して闘っている人々の姿と重なりあう。

人の心は、ひとときの法や制度で縛れるほど脆くも弱くもない　そう咆えて余韻が風に舞う。透明な祈りのような希望　それは浦上の聖野の咆哮だった。

(ながさき女性国際平和会議代表)

2006年度春季研究大会

日時：2006年6月10日(土)・11日(日)

場所：明治学院大学

2006年度秋季研究集会

日時：未定

場所：山口大学

日本平和学会第17期役員

(2006年4月1日～2008年3月31日)

【執行部】

会長	内海愛子
副会長	遠藤誠治 小柏葉子
企画委員長	佐々木寛
編集委員長	庄司真理子
渉外委員長	大橋正明
ニュースレター委員長	木村 朗
ホームページ委員長	佐伯奈津子
事務局長	堀 芳枝

【理事】(は地区研究会代表者)

(北海道・東北)	太田一男	越田清和	小林公司		
(関東)	石井摩耶子	石田 淳	内海愛子	遠藤誠治	大橋正明
	勝俣 誠	北沢洋子	佐伯奈津子	庄司真理子	高原孝生
	西川 潤	藤原 修	堀 芳枝	武者小路公秀	村井吉敬
	最上敏樹	横山正樹			
(中部・北陸)	児玉克哉	佐々木寛	佐竹眞明		
(関西)	ロニー・アレキサンダー	中村尚司	吉川 元	君島東彦	徐勝
	土佐弘之	岡本三夫			
(中国・四国)	小柏葉子	岡本三夫	纈 纈 厚	ゴードン・ムアンギ	
	森 玲子				
(九州・沖縄)	新崎盛暉	石原昌家	石川捷治	木村 朗	舟越耿一

【監事】

企画委員会	安部浩己	李 修京	大津留(北川)	智恵子	黒田俊郎
	佐々木寛	竹内久顕	直野章子	土佐弘之	島袋 純
	南山 淳	目加田説子			
編集委員会	大平 剛	勝間 靖	庄司真理子	宮脇 昇	
渉外委員会	大橋正明				
ニュースレター委員会	片野淳彦	木村 朗			
ホームページ委員会	佐伯奈津子	藤本義彦	山下明博		

日本平和学会ニュースレター Vol.17 No.1 (2006年4月20日発行)

発行所：日本平和学会事務局

〒206-8586 東京都多摩市南野2-10-1 恵泉女学園大学 堀芳枝研究室気付

Fax: 042-376-8247 E-mail: PSAJ@keisen.ac.jp

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/psaj/>

編集：日本平和学会ニュースレター委員会

委員長：木村 朗

印刷所：北大生協 情報サービス部